

一宮公会堂特別会計規程

平成13年 月 日制定

(目的)

第1条 本特別会計は、本町内会が積立てた基金を公会堂（以下「公会堂」という）に必要な場合、公会堂及びこれに付属する施設の増改築並びに、補修に関する事業を行うことを目的とする。

(運営)

第2条 前条の目的達成のため、その運営は理事会が当たり、経理については町内会会計が行うものとする。

(支出規定)

第3条 本規程は第1条の事業を行うに当たり、その支出額が1件10万円を越える場合においては総会の議を経なければならない。但し緊急を要する場合は理事会において決定し、次期総会に報告するものとする。

2 通常の管理支出は、理事会において決定できるものとする。

(流用規定)

第4条 本特別会計は理事会において必要と認めた場合、総会の議を経て第1条の目的以外に流用することができる。但し、この場合は、本町内会発展のために限られるものとする。

(会計年度)

第5条 本特別会計の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31に終わる。

(改正規程)

第6条 本規程を改正する場合は、総会において行うものとする。

付 則

この規程は平成13年 月 日より施行する。